

総合防災情報システム
防災情報外部配信機能構築業務
調達計画書

(区分：(A) 最適化対象業務・システムの構築)

特定情報システムの該当 (有・無)

平成 25 年 9 月

内閣府政策統括官 (防災担当)

1. 業務の概要

本調達では、甲において整備を推進している総合防災情報システム（以下「現行システム」という。）に対し、政府が定めた「世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月策定）」に基づき、情報通信技術を活用した情報共有施策の一環として、インターネットでの情報配信を行う機能を新たに追加構築する。

今回追加する防災情報外部配信機能は、現行システムが関連省庁や観測機関からシステム連携を通じて収集した防災基礎情報、観測情報、被害報、災害情報に係る各種防災情報（以下「防災情報」という。）を、中央省庁及び地方公共団体の防災関係者（以下「防災関係者」という。）並びに一般国民、民間事業者、研究機関等（以下「一般利用者」という。）が、インターネット等を経由して閲覧・取得することのできる外部配信用のポータルサイトを構築することを目的とする。

防災情報外部配信機能の概要を図1に示す。

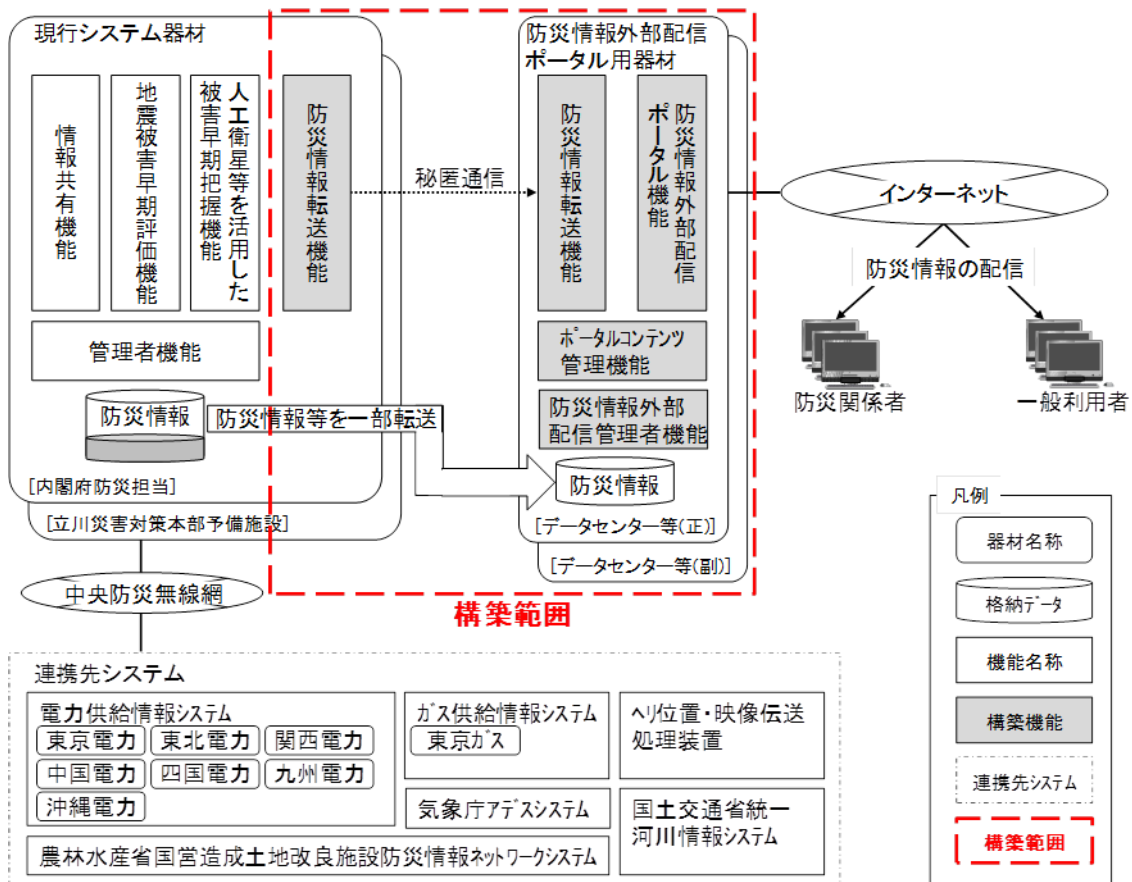


図1 システムの概要

※上図の中で、今回の構築範囲となる部分を点線の枠で示す。

2. 調達計画

(1) 本業務に関わる全工程のスケジュールは、以下のとおりである。

表 1 全工程スケジュール

項目		平成25年度			平成26年度			
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月～
【調達1】	機能構築	基本設計 詳細設計						
			プログラム 開発					
		機器等仕様 報告書作成						
					単体・結合 テスト			
					環境構築 総合テスト			
					試行 運用			
【調達2】	機器等賃貸借					組立 導入		
					機器等賃貸借			
【調達3】	運用・保守						保守・運用	

(2) 設計・開発以降の工程の詳細スケジュールは、以下のとおりである。

【調達1 機能構築】

調達件名：「総合防災情報システム 防災情報外部配信機能構築業務」

① 意見招請

官報公示 平成 25 年 10 月上旬

意見提出期限 平成 25 年 10 月下旬

② 入札公告

官報公示 平成 25 年 11 月中旬

提案書提出期限 平成 26 年 1 月上旬

落札者決定 平成 26 年 1 月中旬

【調達2 機器等賃貸借】

調達件名：「総合防災情報システム 防災情報外部配信機器等賃貸借業務」

入札公告 平成 26 年 2 月中旬

入札書等提出期限 平成 26 年 3 月中旬

落札者決定 平成 26 年 3 月中旬

【調達3 保守・運用】

調達件名：「総合防災情報システム 防災情報外部配信運用・保守業務」

入札公告	平成 26 年 4 月中旬
入札書等提出期限	平成 26 年 5 月中旬
落札者決定	平成 26 年 5 月中旬

3. その他

(1) 評価方式

【調達1】は一般競争入札（総合評価落札方式）とする。

【調達2】及び【調達3】は、一般競争入札（最低価格落札方式）とする。

(2) 契約形態

【調達1】及び【調達3】は請負契約とし、【調達2】は賃貸借契約とする。

【調達2】及び【調達3】については、国庫債務負担行為による複数年契約を予定している。

(3) 知的財産権の取扱

市販製品等（本業務外で製作されたものや、市場で販売されているもの）をそのまま利用する場合を除き、本システムの設計・開発工程により独自に開発した箇所についての知的財産権は内閣府に帰属する。

(4) 入札制限

本調達において、以下の受託者及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社、子会社、同一の親会社をもつ会社並びに密接な利害関係を有する受託者については、以下の条件に基づき本調達計画書に示す入札に参加することはできない。

【全ての調達の入札に参加できない者】

内閣府 CIO 補佐官で防災関連のシステムを担当しているもの及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年11月27日法律第125号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成11年12月22日法律第224号）に基づき交流採用された職員を除く。）が現に属する又は過去2年間に属していた会社。

【調達1の入札に参加できない者】

・要件定義支援業者

要件定義支援業者とは、内閣府が平成24年度に発注した「総合防災情報システム検討等支援業務」の受託業者をさす。

【調達2及び3の入札に参加できない者】

・要件定義支援業者

要件定義支援業者とは、内閣府が平成25年度に発注する「総合防災情報システム検討等支援業務」の受託業者をさす。

(5) 再委託

本システムの調達においては、受託者は、受託業務の全部または主要部分を第三者に再委託することはできない。なお、主要部分とは設計・開発に係る部分をさす。受託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を内閣府に報告し、承認を受けること。受託者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の債務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、内閣府に報告し、承認を得ること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。また、工程管理等支援業者への再委託は、内閣府の承認に関わらず、認められない。

4. 妥当性証明

(1) 調達担当課室の長

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）

(2) 本調達計画に対する意見（CIO 補佐官等）

本調達仕様書は、概ね妥当であると判断する。

本調達は、現在、運用している「総合防災情報システム」に関して、

政府が定めた「世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 25 年 6 月決定）」に基づき、情報通信技術を活用した情報共有施策の一環として、インターネットでの情報配信を行う機能を新たに追加構築するものであり、防災情報の多面的活用を図るため地方自治体や民間にも情報提供するという側面から重要な機能追加である。

情報発信機能を外部におくことで、本体の総合防災情報システムへの影響を少なくする構成としてスピーディーかつ安全に情報発信できることを考慮した仕様書となっており十分評価できる。

今回の調達は、東日本大震災の教訓や世界最先端 IT 国家創造宣言によるオープンデータ活用推進の流れに基づいており、必要な防災情報が適時に提供できることで、その情報活用が十分に図れる仕組みとして構築されることに留意されたい。

また、現行の総合防災情報システムの一部機能として外部に構築されることから、総合防災情報システムを十分理解の上、内閣府および特に現行保守・運用事業者とは十分に意思疎通のうえ、外部配信機能を構築することに留意して業務を遂行することを希望する。

5. 窓口連絡先

内閣府 政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）付
災害情報システム担当

TEL : 03-3501-5696（直通）

FAX : 03-3593-2846